

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例（埼玉県条例第二十七号）（高校教育指導課）

一 趣旨

公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日